

資料2

峰政委員・三栖委員・東條委員・細澤委員
提出資料

第5回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成22年5月26日)

構造計算適合性判定制度についての追加意見

委員 東條隆郎

同 細澤 治

同 三栖邦博

同 峰政克義

○ 建築確認検査機関内で構造計算適合性判定が行えるようにすること

構造計算適合性判定は、建築確認業務と併せて、同一の建築確認検査機関（建築主事を含む、以下「確認機関」）の中で業務を行うことができるものとする。なお、構造計算適合性判定員（以下「判定員」）を内部に擁することが出来ない一部の確認機関は、外部の構造計算適合性判定性機関（以下、「適判機関」）を活用できるものとする。

確認機関は判定員を擁すること（外部判定員、適判機関の活用を含む）により技術力を担保するとともに、行政庁による確認機関の監督体制を強化することになり、建築確認業務の執行体制を確認機関に一元化する。

なお、建築主が、適判機関あるいは異なる確認機関の判定員の審査を任意に求めることを排除するものではない。

- ① 適判制度は、建築確認検査機関など（以下、「確認機関」）の高度な構造設計に関する審査能力の不足を補完するとともに、確認機関と県又は適判機関との二重審査を行うことで、確認制度の信頼性を回復することを目的に導入された制度と理解。
- ② 適判制度の導入時においては、必要な判定員を各確認機関が擁すことの困難が懸念されたが、現在では、必要な判定員の数及び技術的審査能力とともに十分に確保されている状況にある。
- ③ 判定員を擁し、高度な構造設計に関する審査能力を有する確認機関（適判機関でもある）であっても、その適判審査は、県又は別の適判機関での審査が必要とされる。この結果、両機関の審査に要する建築主の時間的経済的負担は大きなものとなっている。
- ④ 現状、適判審査案件の大部分は、適判機関でもある確認機関で行われている。
- ⑤ 従って、判定員を擁する確認機関が適格な確認審査と適判審査を行えば、別の適判機関での審査は不要と考える。

○ 関連テーマとして、以下の措置を講ずること

- ① 判定員の審査が必要な建築物の範囲は、建築実務者を中心とした専門委員会を設置し、検討すること。
- ② EXP ジョイント連結建築物に対し、棟別に独立した構造審査を実施すること。
- ③ 伝統木造、混構造建築物の構造計算方法等の確立、木造戸建ての構造審査の合理化のため、建築実務者を中心とした専門委員会を設置し、検討すること。
- ④ 構造計算大臣認定プログラム制度は廃止すること。